

国家記録院

—所蔵資料と利用方法—

西野純也

(慶應義塾大学)

はじめに

現代韓国朝鮮研究において資料(史料)的制約が大きな壁として立ちはだかっていることは事実である。しかし、「一次資料の少なさ」を嘆いてばかりいても研究は前に進まない。まずは国家記録院のウェブサイト(<http://www.archives.go.kr/>)にアクセスし、自分の研究分野に関する資料がどれくらい所蔵されているのか、様々なキーワードで検索してみることを勧めたい。ウェブ上で閲覧できる資料も多数存在する。以下、必ずしも網羅的ではないが、国家記録院の所蔵資料および利用方法を筆者の経験に基づいて紹介してみたい⁽¹⁾。

1. 所蔵資料の概要

国家記録院とは、ひと言でいうと韓国の国立公文書館である⁽²⁾。そのはじめは、1969年に総務処の下に設置された「政府記録保存所」である。1998年に政府記録保存所は本部を大田へと移し、2004年に名称を「国家記録院」へと改めた。現在、資料の閲覧は、大田およびソウルと釜山にある記録情報センターで可能である。2008年4月には、京畿道城南市に資料保存庫を兼ねたナラ記録館と大統領記録館が開館した。両記録館には展示館および見学コースが設けられている⁽³⁾。

国家記録院の設置は「公共記録物管理に関する法律」をその法的根拠としている。この法律は「公共機関の記録物管理に関する法律」(1999年1月制定、2000年1月施行)を2006年10月に全文改正し、2007年4月より施行したものである⁽⁴⁾。2007年以前は、国家記録院が保管する資料は「公共機関の記録物」だけであったが、この法改正に

よって国家記録院は、個人や民間団体が生産・所有する保存価値の高い資料をも収集し保管することになった⁽⁵⁾。しかし、民間記録物の収集はまだ始まったばかりであり、現況では国家記録院所蔵資料のほとんどは「公共機関の記録物」である。ここでいう「記録物」とは「公共機関が業務と関連して生産または接受した文書・図書・台帳・カード・図面・視聴覚物、電子文書等あらゆる形態の記録情報資料と行政博物⁽⁶⁾」のことであり、文書のみに限定されない。2008年1月現在の主要記録物の所蔵状況は表1の通りである。なお、文書について見れば、韓国政府樹立後の文書の大半は中央行政機関のもの(112万9,176巻)となっている(残りは地方自治体やその他機関の文書)⁽⁷⁾。

もちろん、公共機関(国家機関・地方自治体そのほか大統領令が定める機関)の記録物すべてが国家記録院に移管されるわけではない。現行法では、保存期間指定が10年以下のものは各機関で保存後に廃棄され、指定がそれ以上のもの(30年、準永久、永久)が各機関で9年保存の後に原則として国家記録院に移管されることになっている⁽⁸⁾。移管された記録物は「30年ルール」にしたがって公開されるが、記録公開審議会で認められれば非公開を継続できる⁽⁹⁾。また、統一・外交・安保・捜査・情報分野の記録物は30年(国家情報院資料は50年)のあいだ各機関で保存でき、さらにその延長も可能であるなど例外規定も多数存在する⁽¹⁰⁾。

2. 検索・閲覧方法

それでは、国家記録院が所蔵する資料には具体的にどのようなものがあり、自分の研究に役立つような資料は閲覧が可能なのか、といったことを

知るためにはどうすればよいのか。国家記録院所蔵資料の検索サイトである「ナラ記録ポータル」(<http://contents.archives.go.kr/>)でキーワード検索をしてみればよい。例えば、トップページにある検索窓にハングルで「朴正熙」と入力して検索すると、73,206件の資料（一般記録物185件、視聴覚記録物71,942件、政府刊行物84件、大統領記録物2件、海外記録物993件）が検索結果として表示される。「詳細検索」のページもあるので、より条件を絞った検索も可能である。

資料の種類別に件名リストが一覧になっているので、気になる件名をクリックしてみればよい。すると、ページが変わり各資料に関する次のような情報が表示される（資料の種類によって表示される情報は異なる。ここでは文書の場合を例に挙げる）。

- ・記録物件題目
- ・記録物綴り題目（記録物件を取めた綴りの名前）
- ・生産年度
- ・生産機関（大統領秘書室、財務部などの機関名）
- ・所蔵位置（大田国家記録情報センターなど資料保存庫の位置）
- ・管理番号（「BA0169744」などアルファベットと数字の組み合わせ）
- ・記録物類型（文書、図面、カードなど）
- ・公開区分（公開可能かどうか）

資料によっては、このほかにも「関連コンテンツ」や「関連記述書」といった項目が表示されることがあり、そのリンクをたどれば周辺情報にアクセスできるようになっている。

検索した資料の原文がウェブ上で閲覧可能な場合には、「記録物件題目」の欄に「原文を見る」というアイコンが表示される。このアイコンをクリックすると、閲覧ビューアが起動してスキニングされた原文が表れる。プリントしたい場合には、閲覧ビューア右下の「記録物オンライン出力」と書かれたボタンをクリックすればよい。なお、ウェブ上で原文を見るためには、事前に国家記録院ウェブサイトで会員登録をして閲覧ビューアをインストールしておく必要がある。会員登録

表1 資料の所蔵状況

一般文書（韓国政府樹立以降のもの）		
	文書（巻）	1,516,480
	図面（枚）	290,316
	カード（枚）	5,290,303
	行政刊行物（巻）	306,613
視聴覚資料		
視聴覚 （点）	ビデオ類	37,643
	オーディオ類	9,632
	写真類	1,733,632
	小計	1,780,907
行政博物 （点）	図案類	11,750
	行政博物類	11,585
	スクラップ類	337
	絵画類	98
	小計	23,770

（出所）国家記録院「全体保有現況」(http://www.archives.go.kr/search/Vol.do?depth1_code=2&depth2_code=2&depth3_code=1)、2008年6月30日アクセス。

は無料で外国人でも可能である。

しかし、ウェブ上で原文が閲覧できる資料の数は限られていると考えたほうがよい⁽¹¹⁾。ウェブ上で閲覧できない資料を見たい時には、コピーを送ってもらうか（韓国国内のみ配送可）、ソウル、大田、釜山の3カ所にある記録情報センターに足を運ぶことになる。各資料の詳細情報が記されたページの下段に「オンライン写本申請」、「訪問閲覧予約申請」などのボタンがあり、インターネットで申し込みできるようになっている。

日本で活動する研究者がウェブ以外で国家記録院所蔵資料を閲覧する場合には、事前に予約をした上でソウル市光化門近くにある記録情報センターを訪れることになるだろう。もちろん、遠くまで足を運ぶのであるから国家記録院ウェブサイトの「訪問閲覧サービス」ページなどをよく読んで下準備をしっかりとっておく必要がある。ソウル記録情報センターには、閲覧用マイクロフィルム・リーダー4台、コンピューター5台があるが、その利用者の多くは土地所有権や独立有功者申請のための証拠資料を探す人々であり研究者の利用は少ない⁽¹²⁾。

なお、文書記録の場合、保存形態は原本、マイ

表2 歴代大統領関連資料の所蔵状況

歴代大統領	合計 (点/件)	文書 (件)			視聴覚 (点)	電子記録 (点)	行政博物 (点)
		小計	大統領秘書室	関連機関			
李承晩	7,601	4,201	715	3,846	3,400	-	-
尹潯善	2,040	1,572	-	1,572	468	-	-
朴正熙	37,614	25,501	9,044	16,457	12,046	-	67
崔圭夏	2,261	975	105	870	1,286	-	-
全斗煥	42,535	16,221	4,782	11,439	26,181	-	133
盧泰愚	21,211	8,476	2,494	5,982	12,667	-	68
金泳三	17,013	13,812	8,214	5,598	3,091	-	110
金大中	200,814	149,709	139,553	10,156	20,466	30,624	15
合計	331,089	220,467	164,907	55,560	79,605	30,624	393

(出所) 大統領記録館「所蔵記録」(<http://www.pa.go.kr/archive/before.htm>)、2008年6月30日アクセス。

クロフィルム、光ディスクの3種類となっているが、ウェブ検索だけではどの形態で保存されているのか知ることはできない。事前に確認するためには、記録物の管理番号をメールや電話などで伝えて保存形態を教えてくださいよう頼まなければならない(但し、管理番号に保存形態の情報が埋め込まれているわけではない)。マイクロフィルムや光ディスク化されていない原本のみ保存の文書は、保存庫からの取り出しのために、閲覧するまでには相当時間がかかることを覚悟したほうがよい。

3. 主要コレクション

「ナラ記録ポータル」トップページにある「主要コレクション」をクリックすれば、所蔵記録物の主要コレクション・リストを見ることができる。2008年6月末現在、主要コレクション数は13であり、「朝鮮総督府記録物コレクション」や「独立運動関連判決文コレクション」など日本統治時代の資料郡が約半数を占めている。各コレクションのウェブページに入っていけば、コレクションの紹介、所蔵記録物の概要説明、専用の検索エンジンが設けられている。主要コレクションのうち、現代を研究対象とする者にとって有用なのは次の5つのコレクションである。

(1) 大統領コレクション

李承晩から金大中大統領まで歴代大統領の関連

文書(裁可文書など)、写真、映像記録などが大統領別に検索・閲覧できるようになっている。国家記録院所蔵の大統領関連記録物の数は表2の通りであるが、これらすべての記録物が検索できるわけではない。なお、後述するように、大統領関連のウェブ記録物は別の検索ページから閲覧できるようになった。

(2) 国務会議関連コレクション

1949年から2001年までの国務会議録や次官会議録が検索・閲覧可能。

(3) 官報コレクション

1910年の朝鮮総督府官報から2000年までの官報が検索・閲覧可能。2001年以降は電子官報のウェブサイト(<http://gwanbo.korea.go.kr>)で閲覧できる。

(4) 政策情報コレクション

2000年から2006年に政府各部処や傘下機関等で作成された刊行物のうち、政策研究報告書、分析資料、統計資料などが検索・閲覧できる。例えば、「政府機能分類検索」で「外交」を選択すると1,365件のリストが表示され、その多くがウェブ上で原文を見ることができる。

(5) 参与政府政策刊行物コレクション

盧武鉉政権時代に政府各部処や傘下機関、各種

委員会等で作成された刊行物 1,201 件の検索・閲覧が可能。刊行物はすべて e-book として見るようになってい

4. 大統領記録館の開設

最近の注目すべき動きとして、「大統領記録物管理に関する法律」(2007 年 4 月制定)の施行に伴い大統領記録館が開館し、2008 年 6 月よりウェブサイト (<http://www.pa.go.kr/>) の運用が始まったことを記しておく。今までのところ、もっとも便利なコンテンツは「歴代大統領ウェブ記録サービス」(<http://webrecords.pa.go.kr/>) であろう。このサービスは、金泳三大統領以降の歴代政権の青瓦台(大統領府)、政権引継ぎ委員会、大統領諮問機関・委員会のウェブサイト計 30 を復元し、運用当時のように閲覧できるようにしたものである。但し、2000 年 1 月に「公共機関の記録物管理に関する法律」が施行される前は、大統領関連記録物を国家記録院に移管するための法的枠組みが整っていなかったため、金泳三政権の青瓦台ウェブはきわめて不十分な復元にとどまっている。

歴代大統領ウェブ記録サービスの大きな特徴は、単一の検索エンジンで各サイトを横断的に一括して検索できるようにした点にある。例えば、統合検索ページで「韓日関係」というキーワードを入れて全体検索をすると 5,695 件の結果一覧が表示され、各件名をクリックすればそのウェブページが開くようになっている。さらに、「青瓦台ブリーフィング」(盧武鉉大統領青瓦台ウェブサイト) 3,018 件、「民主平和統一諮問会議」146 件、「第 17 代大統領引継ぎ委員会」3 件など、ウェブサイトごとの検索結果もあわせて表示される⁽¹³⁾。

2008 年 2 月に退任した盧武鉉大統領は、総計 825 万 6,479 件を国家記録院に移管した⁽¹⁴⁾。そのうちウェブ記録である約 538 万件については、ウェブ記録サービスによってすでに公開が始まっている。残り約 287 万件の記録物がどのような内容を含むものなのか詳細はまだ明らかではないが、その多くは作成段階から電子データ化されていたものである。今後、これら大統領関連記録物がい

つ頃、どの程度ウェブ上で公開されるかは、現代韓国朝鮮研究の行方にも影響を与えることになるだろう。

おわりに

本稿で紹介したように、近年の国家記録院所蔵資料の検索・閲覧環境の向上には目覚ましいものがある。今後もウェブ上で検索・閲覧できる資料の数が増えていくことは間違いない。これまでの韓国の政権交代の状況を考えると、「そもそも重要な資料、価値ある資料は国家記録院には無い(移管されない)のではないか」という懐疑的な見方が出てくるのも十分理解できる。しかし、まずは国家記録院ウェブサイトを活用して多くの資料を閲覧してみしてほしい。きっと研究に役立つ材料が見つかるはずである。

- (1) 筆者は数年前、朴正熙政権の産業政策形成過程に関する論文(「한국의 산업정책 변화와 일본으로부터의 학습——1960 ~ 70 년대를 중심으로」延世大学校大学院政治学科博士論文、2005 年 8 月)の執筆準備をした際に、国家記録院(当時の名称は政府記録保存所)が所蔵する大統領秘書室、経済企画院、商工部等の一次資料を探したことがある。なお、本稿で紹介するウェブサイトの状況等は 2008 年 6 月末現在のものである。
- (2) 国家記録院についてより詳しくは、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用のための研究会『諸外国における公文書等の管理・保存・利用等にかかる実態調査報告書』2003 年 12 月 (<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kenkyukai/tyousahoukoku/031218.html> よりダウンロード可能)を参照。また、清水敏行「第 3 章 韓国における行政文書史料の状況」川島真ほか『東アジアにおける行政文書公開の現状と課題』2007 年 2 月、189 ~ 217 頁 (<http://www.global-g.jp/eastasia/korea.pdf>) は、韓国の資料保存・利用状況や問題点を詳しく取り上げていて参考になる。
- (3) 見学申し込みは国家記録院ウェブサイト等から可能であり、一般向けのほかに専門家対象の見学コースもある。
- (4) 「公共記録物管理に関する法律」など本稿で言及する法律の原文はすべて、韓国法制処総合法令情報センター (<http://www.klaw.go.kr/>) にて検索・閲覧可能。
- (5) 「公共記録物管理に関する法律」第 2 条には「この法は、公共機関が業務と関連して生産・接受した記録物と個人または団体が生産・取得した記録情報資料(公共機関が所有・管理する記録情報資料を含む)のうち、国家

的に保存する価値があると認められる記録情報資料等の公共記録物に対して適用される」とある。

- (6) 「公共記録物管理に関する法律」第3条第2項。なお、行政博物館とは、国璽などの官印類、勲章・揮毫・記念品や大統領、国務総理が職務で使用した物などのこと（「公共記録物管理に関する法律施行令」別表4参照）。
- (7) 国家記録院「記録物類型別保有現況」（http://www.archives.go.kr/searchColl.do?depth1_code=2&depth2_code=2&depth3_code=2）、2008年6月30日アクセス。
- (8) ただし、大統領関連記録物は「大統領記録物管理に関する法律」（2007年4月制定）に従う。
- (9) ただし、非公開が決定した記録物は、5年ごとに公開可能かどうかを再審査することになっている。「公共記録物管理に関する法律」第35条から第38条。
- (10) 「公共記録物管理に関する法律」第14条、第19条および「公共記録物管理に関する法律施行令」第30条。なお、各公共機関における記録物保管の問題点については、2004年5月末から6月初めに連載された『世界日報』の企画記事「記録がない国」（<http://www.segye.com>

<http://www.segye.com/Articles/News/Article.asp?aid=20040530000255&cid=0101090300000&dataid=200405301617000290> など）を参照。

- (11) 一般文書50万件、視聴覚記録物50万件等がウェブ上で閲覧可能との新聞記事があるが、現在の公開件数は未確認。『東亜日報』インターネット版、2005年5月11日（<http://japanese.donga.com/srv/k2srv.php3?biid=2005051283638>）。
- (12) 清水「韓国における行政文書史料の状況」190頁。筆者が利用した際も同じ状況であった。
- (13) 今後はさらに、これらウェブ記録を使用した研究が増えていくだろう。例えば、盧武鉉政権の青瓦台ウェブサイト資料を多用したものとして、西野純也「外交安保政策形成の制度基盤——盧武鉉政権の事例」小此木政夫・西野純也編『韓国における市民意識の動態Ⅱ』慶應義塾大学出版会、2008年、147～170頁。
- (14) 大統領記録館「所蔵記録」（<http://www.pa.go.kr/archive/after.htm>）、2008年6月30日アクセス。